

諮問日：令和6年1月11日（令和5年度（個）諮問第3号）

答申日：令和6年9月9日（令和6年度（個）答申第4号）

件名：広島高等裁判所における特定年月日以降の特定の職員らと申出人との間の  
会話が録音された音声記録に記録された保有個人情報の不開示判断に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「令和4年12月9日以降、広島高等裁判所の総務課長らと開示申出人との間の会話が録音された、その音声記録の全て。」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が、本件対象個人情報が記録された文書を特定した上で、それらに不開示情報が含まれ、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないとしてその全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、是正すべきである。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が令和5年9月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

そもそも令和4年12月9日に会話を録音すると言ってきたのが総務課長自身であるのだから、その記録が存しないはずがない。このことは、本件を令和5年1月5日に請求したのに、3ヶ月延長、3ヶ月延長、3ヶ月延長と「探索、精査」を理由に繰り返していたことから明らかである。つまるところ、記録の改竄、記録の隠蔽を試みたが失敗していたことは想像に難くない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 広島高等裁判所において、本件対象個人情報記録された司法行政文書を探索したところ、音声データ70通（以下「本件対象文書」という。）が該当したが、広島高等裁判所は、当該音声データに含まれている、2記載の不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができないとして、全体を開示しないこととした。
- 2 当該音声データには、苦情申出人に対応している職員以外の者の音声が含まれているところ、当該情報は、個人識別情報及び開示することにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条1項2号及び7号に定める不開示情報に相当する。
- 3 苦情申出人は、本件対象個人情報に係る記録が存在しないはずはない旨主張するが、広島高等裁判所は、上記のとおり本件対象個人情報記録された音声データが存在することを前提とした上で、その全体を不開示としているのであるから、苦情申出人の上記主張は、原判断の相当性に影響を与えない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年1月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月10日 本件対象文書の見分（聴取）及び審議
- ④ 同年6月7日 審議
- ⑤ 同年7月5日 審議
- ⑥ 同年8月9日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分（聴取）した結果によれば、本件対象文書には、苦情申出人及び苦情申出人に対応している職員以外の者（以下「第三者」という。）

の音声録音された部分（以下「第三者音声部分」という。）があることが認められる。

そこで、第三者音声部分の不開示情報相当性について検討すると、第三者の音声のうち、裁判所の職員の音声とうかがわれるものについては、職員の配席等の他の情報と照合することで、特定の職員の音声であると識別することができるものといえ、法78条1項2号の個人識別情報に該当する。そして、第三者である職員の音声は、苦情申出人に対応している職員の音声と異なり、苦情申出人が注意して聞いておらず、本件対象文書と同じ程度に詳細に記憶しているわけでもないことから、同号ただし書イに規定される慣行として開示申出人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当すると認められる情報に当たるとはいえず、また、本件対象文書を聴取してみても、第三者である職員の発言が職務遂行の内容に係る情報であると認定することもできないから、同号ただし書ハの情報にも当たらない。したがって、第三者音声部分のうち、職員の音声とうかがわれるものが録音された部分（以下「職員音声部分」という。）は、不開示情報に相当する。

これに対し、第三者音声部分の中には、苦情申出人が聴取しているラジオの音声録音されたと認められる部分がある。当該音声についても、個人識別情報に相当するとはいえるものの、苦情申出人自身が聴取していたものであることや、公共の電波を利用して広く発信されているものであるという性質上、苦情申出人が知ることができる情報（同号ただし書イ）に相当するといえ、不開示情報には当たらない。

なお、最高裁判所事務総長は、第三者音声部分の情報が裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、法78条1項7号の不開示情報に相当する旨主張するが、上記のとおり、当該部分は、裁判所における職務遂行の内容に係る情報であると認定できないし、他に裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれをうかがわせる事情も見当たらないから、同号の不

開示情報には当たらない。

- 2 次に、第三者音声部分のうち、職員音声部分が不開示情報に相当するとして、当該部分を容易に区分して除くことができるかについて検討する。

本件対象文書を見分（聴取）した結果によれば、職員音声部分と本件対象個人情報とが重なって録音されている部分（以下「重複録音部分」という。）については、容易に区分して職員音声部分を除くことができないものといわざるを得ず、不開示とすべきであるが、職員音声部分（重複録音部分を含む。以下同じ。）とその他の部分とは明確に区分することができ、音声データごとに、職員音声部分の録音箇所を「開始後〇分〇秒から〇分〇秒まで」などと特定することは可能であると認められる。そして、音声データを開示する場合には、裁判所が保有する専用機器により再生したものを聴取させる方法により行うことができるから（平成27年4月6日付け最高裁総一第389号事務総長通達「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱の実施の細目について」記第4の7の(2)のウの(ア)、(ウ)のb）、上記のように特定された職員音声部分を再生の対象から除外する形で不開示とすることは可能であり、この方法で職員音声部分を容易に区分して除くことができると認められる。なお、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、広島高等裁判所は、音声データを編集する機器やソフトを保有しておらず、不開示情報が記録された部分のみを切り取るように加工することができないことから、不開示情報を取り除いた電磁的記録を作成し、苦情申出人に交付することは容易でないものと認められるが、このことは本件開示対象文書の全部を不開示とした原判断を相当とする理由とはならない。

- 3 以上によれば、本件開示対象文書のうち、職員音声部分は法78条1項2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、職員音声部分は不開示とせざるを得ないものの、職員音声部分を除いた部分はこれを開示するのが相当である。
- 4 以上のとおり、本件開示申出につき、本件開示対象文書の全部を不開示とし

た原判断については、職員音声部分を特定し、当該部分以外を開示すべきであることから、そのように是正すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    長   戸   雅   子

委                    員                    川   神                    裕